

## 県内主要海水浴場の水質検査結果について

県では、海水浴場の水質の現状を把握するとともに、その結果を県民の皆様にお知らせするため、毎年度検査を実施しております。

今年度開設を予定している海水浴場（9か所）の水質検査を行ったところ、環境省が定める水浴場水質判定基準で適または可と判定されました。

また、放射性物質の検査を実施したところ、海水から放射性物質は検出されませんでした。空間放射線量の検査も実施し、いずれの海水浴場も低い値であり安全性に問題がないことが確認されました。

### 1 対象海水浴場

県内開設予定の9海水浴場

### 2 検査概要

#### (1) 検査期間

令和元年5～6月

#### (2) 対象海水浴場

小田の浜(気仙沼市)、※小泉(気仙沼市)、サンオーレそではま(南三陸町)、白浜(石巻市)、  
 網地白浜(石巻市)、渡波(石巻市)、月浜(東松島市)、桂島(塩竈市)、菖蒲田(七ヶ浜町)

※ 小泉は震災後初めての開設

#### (3) 検査項目

【水浴場水質判定基準項目】

ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量(COD)、透明度、油膜の有無

【その他項目】

水素イオン濃度(pH)、放射性物質(セシウム 134 及び 137 の合計)、空間放射線量

### 3 検査結果

#### (1) 水質検査

検査項目 地点	採水 年月日	ふん便性大腸菌群数 個/100mL	COD mg/L	透明度 m	油膜	判定結果	pH
小田の浜	R1.5.14	<2	1.8	>1	無	適(AA)	8.1
小泉	R1.5.16	<2	1.9	>1	無	適(AA)	8.0
サンオーレそではま	R1.5.9	20	1.6	>1	無	適(A)	8.0
白浜	R1.5.13	2	2.5	0.5	無	可(B)	8.0
網地白浜	R1.5.8	<2	2.3	>1	無	可(B)	8.1
渡波	R1.5.13	<2	2.1	0.9	無	可(B)	8.2
月浜	R1.5.9	<2	2.7	>1	無	可(B)	8.1
桂島	R1.5.15	<2	3.5	>1	無	可(B)	8.3
菖蒲田	R1.5.9	3	3.2	>1	無	可(B)	8.1

## (2) 放射性物質等調査

検査項目 地点	空間放射線量 (μSv/h)			海水	
	測定 年月日	地表0.5m	地表1.0m	採水 年月日	放射性 セシウム
小田の浜①(北)	R1.5.17	0.026	0.025	R1.5.14	不検出
小田の浜②(南)		0.019	0.022		不検出
小泉①(北)	R1.5.17	0.031	0.030	R1.5.16	不検出
小泉②(南)		0.039	0.031		不検出
サンオーレそではま①(東)	R1.5.16	0.030	0.032	R1.5. 9	不検出
サンオーレそではま②(西)		0.028	0.027		不検出
白浜①(東)	R1.5. 9	0.032	0.031	R1.5.14	不検出
白浜②(西)		0.036	0.030		不検出
網地白浜①(東)	R1.5.14	0.034	0.032	R1.5. 8	不検出
網地白浜②(西)		0.036	0.028		不検出
渡波①(東)	R1.5.29	0.024	0.032	R1.5. 8	不検出
渡波②(西)		0.031	0.031		不検出
月浜①(東)	R1.6.12	0.024	0.026	R1.5. 9	不検出
月浜②(西)		0.032	0.028		不検出
桂島①(東)	R1.5.15	0.038	0.042	R1.5.15	不検出
桂島②(西)		0.031	0.032		不検出
菖蒲田①(北)	R1.5. 9	0.030	0.026	R1.5. 9	不検出
菖蒲田②(南)		0.026	0.027		不検出

\* 不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値(1Bq/L)に満たないことを指します。

\* 追加被ばく線量年間 1mSv に対する時間あたりの線量は 0.23μSv/h です。

### 4 その他

水浴場水質判定基準は、環境省通知により定められたものであり、全国一律に判定されています(資料2)。

なお、放射性物質の指針値(水浴場の放射性物質に関する指針について(平成24年6月))は、放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137の合計)10Bq/L以下です。

#### ※ 添付資料

資料1 開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧及び位置図

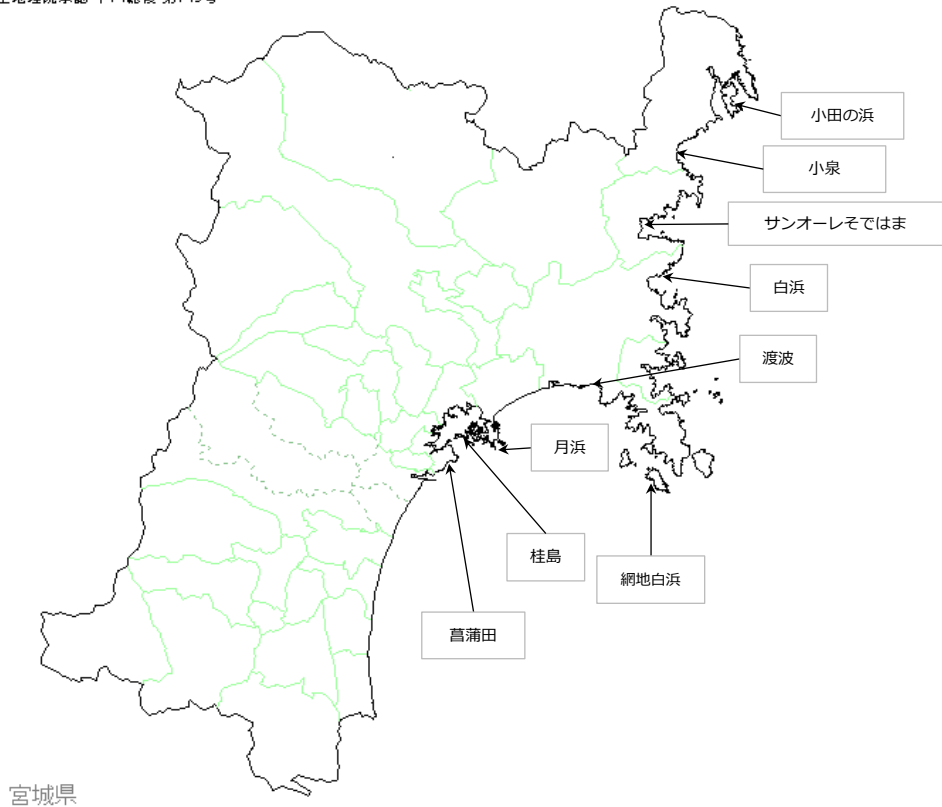
資料2 水浴場水質判定基準

開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧 (H28～)

番号	海水浴場名	市町村名	R1 検査 実施機関	項目	H28		H29		H30		R1		備考 5年平均利用者数
					判定結果	利用者数	判定結果	利用者数	判定結果	利用者数	判定結果	利用者数	
1	小田の浜	気仙沼市	県	判定結果	適 (A)	可 (B)	適 (A)	適 (A)	適 (AA)	可 (B)	適 (AA)		快水浴場百選・環境基準点
				利用者数	10,821		4,249		15,425				11,403
2	小泉	気仙沼市	県	判定結果	-	-	-	-	-	-	適 (AA)		快水浴場百選
				利用者数	-		-		-				41,758
3	サンオーレそではま	南三陸町	県	判定結果	-	-	適 (A)	適 (AA)	適 (AA)	適 (AA)	適 (A)		環境基準点
				利用者数	-		18,066		66,345				37,546
4	白浜	石巻市	市	判定結果	-	-	-	-	可 (B)	可 (B)	可 (B)		
				利用者数	-		-		4,496				8,042
5	網地白浜	石巻市	県	判定結果	適 (A)	可 (B)	適 (AA)	適 (A)	適 (AA)	適 (A)	可 (B)		
				利用者数	19,786		9,915		28,699				18,174
6	渡波	石巻市	市	判定結果	-	-	-	-	可 (B)	可 (B)	可 (B)		
				利用者数	-		-		5,300				5,481
7	月浜	東松島市	県	判定結果	適 (AA)	適 (AA)	適 (AA)	適 (AA)	可 (B)	可 (B)	可 (B)		
				利用者数	34,425		3,577		23,753				15,082
8	桂島	塩竈市	県	判定結果	可 (B)	可 (B)	可 (B)	可 (B)	適 (AA)	可 (B)	可 (B)		環境基準点
				利用者数	5,516		2,257		3,815				4,999
9	菖蒲田	七ヶ浜町	県	判定結果	可 (B)	可 (B)	可 (B)	可 (B)	適 (AA)	可 (B)	可 (B)		
				利用者数	32,000		49,911		78,208				51,161

- ① 判定結果は、年度毎に左欄が開設前、右欄が開設中
- ② 利用者数は県観光連盟の調べによる (H30は市町への聞き取りによる)
- ③ 備考欄の「快水浴場百選」は平成18年に環境省が選定した「快水浴場百選」に選定された海水浴場
- ④ 5年平均利用者数は未開設年度は除く
- ⑤ 白浜は地元限定開催実績あり

国土地理院承認 平14総規 第149号



県内海水浴場位置図

## 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
  - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
  - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満 <sup>※</sup>
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。